

## はしがき——人権論の再構築のために

人権論はいま、様々な哲学的難題に直面し、「知の苦境」に追いやられている。しかし他方、現代世界の現実の下で人々が追いやられている「生の苦境」は、人権論の再編強化を要請している。本講座の各巻では、人権論が置かれたこのアンビヴァレントな状況が、様々な観点から考察されている。講座最終巻である本巻では、「知」と「生」の苦境に的確に対処し得るような人権論の再構築の方途について、総括的な考察を試みる。この総括は人権論の3つの根本問題の問い合わせ直し作業により遂行される。すなわち、「人権の意味」、「人権の根拠」、「人権の場」の問い合わせ直しである。本巻はこの3つの課題に対応した3部構成をとる。本巻の問題関心・問題接近方法・論議構造を読者に明らかにするために、以下では順次、各課題に即して背景的問題状況を俯瞰した上で、各課題に取り組む諸論考の布置と骨子を示しておきたい。この「はしがき」は1つの「読書案内図」だが、案内図に囚われずに、読者が自由に本巻の諸論考の思索の森を散策することを妨げるものでは毛頭ない。むしろ、そのような自由な散策へと読者を挑発する意図で書かれている。

### 1 人権の意味を問い合わせ直す

まず、問い合わせなければならないのは、人権の意味である。「何が人権か」を問う以前に、「人権とは何か」、すなわち、「何かが人権であるという主張は、そもそもいかなる意味をもつのか」が問い合わせなければならない。このような問い合わせ直しが要請される背景には、次のような問題状況がある。

人権概念は強い規範的訴求力をもつ。そのため、様々な主体が自らの様々な要求を他者に受け入れさせようとするとき、人権という言葉で自己の要求に規範的重みを与えようとしてきた。その結果、人権という言葉の意味は絶えず拡張してきた。人権の歴史は人権概念の拡張の歴史であったと言っても過言ではない。人権概念の拡張は、隠蔽された差別や抑圧の被害者を可視化し救済す

るには必要なことであった。

しかし、人権の意味の拡張は、その拡散も招く。他の価値理念の場合と同様、人権という理念も、その意味が拡散させられるとき、政治的・社会的権力によるこの理念の濫用や恣意的操作が容易になる。様々な主体の様々な相剋する諸要求がいずれも人権として語られ得るなら、権力はひとつの人権の制約根拠を人権言説の外部ではなく、その内部に、すなわち権力にとって好ましい別の人権要求に容易に求めることができるようになる。人権は権力の恣意を抑制する理念から、「人権のために人権を制約する」という論理で、権力が自己の恣意を隠蔽合理化するための便利なイデオロギー装置に転化する危険を孕むことになる。

このような危険性に抗して、人権という理念の規範的核心を明確にし、権力の恣意に対するその批判的統制力を再生強化するには、増殖する人権言説に論理的・倫理的な批判的分析のメスを加え、人権論が取り組むべき根本的な問題を明確に摘出し得るよう人に権の意味を再同定する必要がある。本巻第I部は、この課題の遂行を試みる論考から成る。

拡散する人権の意味の規範的核心を再同定するためには、「人権は何であるか」を語る前に、まず「人権は何でないか」を問うことが必要である。第I部の、そして本巻の嚆矢をなす駒村論文は、不可浸透性と制約可能性が同時に語られる人権概念の両義性・内的矛盾を解消し、人権の不可侵な規範的核心を析出するために、まさに「人権は何でないか」という問いを問う。駒村論文によれば、「憲法上の権利」としての「基本的人権」をはじめとする実定憲法の制度装置とその解釈実践は、具体的な社会の具体的な文脈の中で人権理念がもつ具体的含意を明示化・分節化し実現するために、必要不可欠の役割を果たし、相剋する個別的な人権要求の相互制約的調整がそこにおいて図られる。しかし、逆説的ではあるが、憲法上の人権は人権ではない。人権理念そのものは、かかる憲法的制度装置とその解釈実践には還元され得ず、かかる制度装置とその下での人権調整の在り方を絶えず批判的に再吟味することを要請する規制理念として超憲法的・超実定的な妥当性を保持し続け、この要請の回避不可能性・解消不可能性に人権理念の不可侵の規範的核心が求められる。

「人権は何でないか」の考察から、「人権は何であるか」の考察に進もうとするなら、以下の3つの問題が浮上する。第1に、人権とは誰の権利であるか(Whose rights?)。第2に、人権とは誰に対する権利であるか(Rights to whom?)。第3に、人権とは何を要求し得る権利であるか(Rights to what?)。すなわち、人権の主体の問題、人権の名宛人・保障責任主体の問題、人権の規範的効果の問題の3つである。第I部の後続章では、これらの問題が逐次考察される。ただし、各章は3つの問題の1つをそれぞれ他と切り離して扱うのではなく、主題化されたそれぞれの問題を、他の問題に対してもつ含意を同時に考慮しながら論究している。

第2章 山根論文では、「人権(human rights)」を「男権(Rights of Man, droits de l'homme)」にすり替えた近代家父長制イデオロギーに対する批判から出発して発展してきたフェミニズムの思想遺産をさらに深化させる狙いの下に、人権主体概念の再編の方途が人権内容の再編との絡み合いにおいて探求される。山根論文によれば、孤立した自足的で自律的な主体の権利として人権を捉える見方を引きずったままで、男女を人権主体として対等化するだけでは、女性が置かれた問題状況やディレンマに的確に応答することはできない。ケアする主体とケアされる主体との関係、さらに、両者の関係性形成を支援する社会とこの両者との関係という、それぞれ依存と対立緊張の両面性を孕む重層的な関係性の中で生きる存在として人権主体を捉えなおした上で、かかる関係的権利論の視点から、従来のプライバシー権や公私区分論の限界を超えて、婚姻・出産・家族関係における人権の内実を再編する必要性が指摘される。

第3章 潤川論文は、「人権のインフレ」とも呼ばれる人権言説の氾濫による人権の実質的価値低下の問題を、人権への「需要」の抑制によってではなく人権の「供給」の確保・強化によって解決しようとする狙いから、人権の名宛人と人権保障責任主体の明確化と再同定を試みる。人権が要求する行為義務を第一次的に負う人権の名宛人と、名宛人の義務履行をチェックし確保する二次的な責任を負う人権保障責任主体とを概念的に区別した上で、人権の内容や主体の普遍性とは異なる名宛人の普遍性という次元を「人権の普遍性」がもつこと、人権の名宛人の普遍性と人権保障責任主体の特定性とは両立可能であり、

両者の結合は人権供給の実効化に資することをロバート・グッдинの割当責任論に即して示す。さらに、人権保障のグローバル化に関して、トマス・ボッゲの制度論的アプローチをはじめ現代の有力な諸理論の多くが人権保障責任を第一次的に国家に帰し、国家の人権保障責任を確保する二次的責任を国際組織・国際NGO等に帰する二段階モデルをとることを批判し、これに代えて、割当責任論の視点から、国家や国際社会等の責任の淵源かつ担保として人権保障の第一次的責任をすべての個人に帰する三段階モデルを提唱する。

第4章 稲田論文は、永久不可侵性を標榜する人権の内容の理解が歴史的に変遷してきたという事実を、人権理念の恣意性の証拠としてではなく、政治的現実や社会的通念を批判し変革する不断の闘争を導き促す人権理念の規範的な力の顕現として捉える立場から、「人権は何を要求し得る権利か」を問い合わせる。根源的な道徳的権利としての人権は「尊厳ある人格として平等な尊重を受ける権利」であり、かつ、「そのために必要な社会変革を国家に対して要求する権利」であるとした上で、これを具体化する憲法的人権について、立法措置を前提しない「前制度的権利」と、それを前提する「要制度的権利」とを区別する従来の憲法学説を検討し、仮に要制度的権利について「立法不作為違憲確認訴訟」が実定憲法解釈論上認められないとしても、かかる権利の実現を求める市民の政治的闘争は「憲法内在的抵抗権」の行使として擁護し得ると論じる。

## 2 人権の根拠を問い合わせる

人権の意味に次いで、その根拠が問い合わせなければならない。人が人間であることによって人権を享有するということは、いかにして、あるいはそもそも、正当化可能なのか。この問い合わせが必要なのは、人権理念への哲学的懷疑が何よりもその根拠に向けられているからである。この事情をかいつまんで見ておこう。

人権理念の歴史的淵源は近代自然権思想にある。中世を支配したカトリシズムの自然法論は、神の創造秩序たる自然に内在した「摂理 (Providence)」に自然法の根拠を求めた。しかし、宗教改革後の欧洲を血で染めた宗教戦争（大陸における三十年戦争、英國の宗教的内乱たるピューリタン革命）の経験は、宗教対立

を超えた秩序を求めて自然法を神学的基盤から独立させる「自然法の世俗化」の思想運動を台頭させた。かかる運動の中核として登場したのが近代の自然権思想である。そこでは人間世界の規範的秩序の根拠としての自然は、もはやマクロ・コスモスたる宇宙を律する神の摂理としてではなく、ミクロ・コスモスたる「人間の内なる自然」、すなわち「人間本性 (human nature)」として觀念されるに至った。

何を人間本性とみなすか（社会的結合欲求か、自己保存欲求か、所有保全欲求か）は別として、人間本性としてミクロ化され世俗化された自然を根拠とする規範秩序の構想は、国家秩序を神の大きいなる世界計画の実現手段としてよりもむしろ、人が生來有する現世的利害関心を保護・調整するための手段とみなすがゆえに、「主観的意味における法」としての諸個人の「権利」の保障に「客観的意味における法」たる国家法の存在理由を求める。それゆえ、近代自然法論は人が前国家的に有する「自然権 (natural rights)」の体系として自然法を捉えると同時に、自然権保障の手段としての国家設立への諸個人の同意に国家の正当化根拠を求める社会契約説とも結合した。人間本性を基礎とするこの「自然権」の觀念が、すべての人がただ人間であることのみに基づいて享有する権利として理解される「人権」の理念の思想的母型をなしている。

自然権思想は近代市民社会の哲学的自己理解として支配的影響力をもった。しかし、自然権を「無政府主義的誤謬」、「大言壯語されたたわごと (nonsense on stilts)」と斥けたベンサム以来の功利主義の台頭や、自然的事実からの規範的判断の導出を論理的誤謬とみなす新カント派の方法二元論および英米メタ倫理学における自然主義的誤謬批判によって、19世紀から20世紀前半にかけて哲学的光彩を失っていった。さらに、厳密な学を志向した論理実証主義が復活させ、厳密な学の不可能性を説いたポストモダン的「脱構築」運動が皮肉にも継承した唯名論的視点からの本質主義批判や、共同体論・多文化主義・文化人類学などによる人間存在の文化規定性の強調も、普遍的な「人間本性」の想定を恣意的とする見方を広め、自然権論の哲学的信憑性を掘り崩した。

1970年代初頭に刊行されたジョン・ロールズの『正義の理論』は、社会契約の理論装置を現代的に再編して功利主義を批判し、それに代わる「公正として

の正義」の構想を提示し、基本的諸自由の平等な分配を要請するその正義の第一原理は自然権の規範的核心を哲学的に救済するものとみなされ、大きな反響を呼んだ。しかし、その正当化論法の哲学的脆弱性が様々な方面から批判を浴びただけでなく、ロールズ自身が後年、彼のリベラルな正義構想の哲学的妥当要求を放棄し、その支柱を立憲民主主義諸国 の政治文化に内在する「重合的合意（overlapping consensus）」に求め、文脈主義的に自己限定した「政治的リベラリズム」の立場に転向するに至った。自己所有に依拠するロックの自然権論を復活させて現代リバタリアニズムの先導役となったロバート・ノージックも、自己所有としての自然権の統治構造論的帰結を想像力豊かな思考実験的議論で示しているが、かかる自然権自体は公理的に設定され、その直感的魅力に訴えるだけで、哲学的正当化の議論は展開されていない。他方で、自然権を否定する功利主義は、ロールズとノージックにより共通の論敵として批判されたが、功利主義を再編擁護する理論動向が新たな高まりを見せつつある。

本巻第Ⅱ部は、かかる理論状況を踏まえて人権の正当化根拠を問い合わせ直す論考から成る。上述された人権の基盤侵食を直視して、ここでは4つの問い合わせ立てられ考察される。第1に、人権理念は自然権論と運命共同体なのか、それとも、人権を自然権なしに擁護することが可能なのか。第2に、自然権を否定する功利主義は人権をも全否定するのか、それとも、洗練された功利主義は自然権とは異なる擁護可能な規範的要求として人権を再定義し包摂できるのか。第3に、「人間本性」を脱構築しながら人権理念だけを救済することは可能なのか、それとも、人権理念はその事実的基礎としての「人間本性」論を再編することによってのみ適格に擁護し得るのか。第4に、人間存在の文化依存性を承認するならば、人権の内実は文化の相違に応じて完全に相対化されるのか、それとも、文化的差異の承認への要求を正当に尊重しつつ、文化的差異を貫く普遍的人権を擁護することはなお可能なのか。

第1の問題は第5章 米村論文が取り組む。本論文は、自然権論を再定式化した上で、自然主義的誤謬、内容の不確定性、独断的無秩序性と現状合理化的保守性の両面的結合という3つの批判に適格に応答し得ないとの判断の下に、自然権なき人権論の可能性を模索する。従来の自然権論からのあり得るアブ

ローチが、いずれも自然から導出し得る価値が「権利」であることまでを示し得ていない事を承認しつつも、人権を正当化する道徳理論が必ずしも権利基底的である必要はないことを指摘し、自然権に依拠せずに人権を自然主義的に正当化する道徳理論がなお不可能な道筋ではないことを論じる。

第2の問題を考察する第6章 安藤論文は、人権の功利主義的正当化において依拠されることの多い規則功利主義を、規則に非道具的・内在的価値を認める点で、功利主義的観点からは支持し難いとして斥け、行為功利主義について直接行為功利主義と間接功利主義を区別し、前者は人権と接合困難であるが、後者は評価原理として行為功利主義を貫徹しつつ諸個人の意思決定原理の中に人権を取り込むことが可能であるとする。ただし、意思決定原理として最適な人権包摂的規則体系が諸個人間で共通のものとなる論理的保証はなく、かかる規則体系の収斂は習律または立法という社会的規約によってのみ可能となるとされ、これが人権内容の文化依存性を含意することが指摘される。他方で、功利主義を被治者ではなく統治者の意思決定原理とする統治功利主義の立場に立つなら、達成可能な統治選択肢集合とその中の最適選択肢の効用は被治者の傾向性によって変わること以上、被治者の傾向性を統治者が改変することで、最適統治選択の効用改善を図る余地はあり、そのための手段としてアーキテクチャー的統治技法が例示され、かかる手段によって、既存の社会規約に埋め込まれた人権観念のラディカルな組み換えが試みられる可能性が承認される。

第3の問題は第7章 内藤論文で検討される。本論文は、従来の人権論／人権否定論と人間本性論との関連を示し、人権の「存否」を論じる上での人間本性論の不可避性を浮かび上がらせつつ、人間存在の多様性ゆえ、その事実的・客観的な確定が難題化することを指摘する。この困難を回避する試みとして、人間本性を、事実的な人間の行動様式・傾向性とは切り離された規範的要請として前提し、規範的議論の枠内で人権の正当化を図る理論が近年出されているが、それも循環論法や論点先取に陥り、人権の基礎付けにはなり得ていないとする。人権はやはり「人間の事実」と乖離しては成立し得ず、人権の正当化を空論に終わらせないためには、経験的事実に基づく人間本性論と規範的人権論の再接続が必要であるという立場から、進化心理学の知見をベースとし

て、多様な人間行動の背後にある「心」の普遍的「仕組み」に着目した独自の人間本性論に基づく人権正当化論が提唱される。人間の心を、進化の過程で現出した適応的利益獲得のための情報処理・意思決定メカニズムと捉え、それに向けて行動を調整する「利己性」が普遍的な事実としての人間本性を形成するとし、これまで人権とされてきたものは、かかる利益獲得を図る人間の本性的要請の最適実現手段として承認され得るものであると論じる。

第4の問題は第8章 施論文で考察される。本論文は、まずリベラルな文化主義やリベラル・ナショナリズムに依拠して、従来のリベラリズムにおける個人の文化超越性や国家の文化中立性の想定を批判し、従来の人権論の欧米中心主義的偏向を批判したアジア的価値論の中にも、政治的プロパガンダを超えて学術的・理論的水準で重要な問題提起があることを承認し、政治体制の文化依存性が一定程度肯定的に評価さるべきであるとする。他方で、外国人、国内の民族的少数者や文化的少数者という国境の内外の「他者」への公正さへの配慮を要請する普遍的人権の核心の存在は否定できないとし、人権を文化横断的な共通核と文化相關的な部分とに重層化して捉える視点を提示する。しかし同時に、人権の2つの層の線引きは未決の課題であるとし、様々な地域の人権研究者だけでなく人権活動家も含めた文化横断的な相互批判的対話と相互学習の必要性を強調する。

### 3 人権の場を問い合わせ直す

人権論を再構築するには、人権の意味と根柢を理論的に再同定するだけでは十分ではない。人権理念への懷疑は「人権の場」の実態にも向けられているからである。人権の場とは、人権が侵害され、救済され、保障される場であり、人権の侵害の有無や人権の同定をめぐって争われ、かかる争いが裁定され調停される場である。人権が実践へと転換されるこのような場を冷徹に観察するなら、人権は実効的に保障されているとは到底言えず、単なるリップ・サービスの対象にすぎないのでないのではないか。人権をめぐる葛藤は、公正な解決とは程遠い「力こそ正義」の横暴や「勝者の正義」の欺瞞に帰着しているのではないか。このような懷疑に応えるためには、人権の場のあり方が再考されなければならない。

ない。

人権の場としてまず論及さるべきは、国家である。近代国家は、その歴史的生成因は何であれ、その規範的存在理由は、近代社会契約説が象徴的に示すように、インフォーマルな社会勢力から個人の人権を実効的に保障することにある。そのためには、その領域内においては他の社会勢力を統制し得るだけの実力をその手元に集中管理できなければならぬ。この意味で国家の「主権」と人権は対立物というより機能的結合体である。しかし、国家は人権を実効的に保障するためにかかる優越的な強い権力をもつというまさにそのことによって、それ自体が専制化し、人々（自国民のみならず他国民）の人権を侵害する脅威となる危険性をもつというディレンマを内包する。

このディレンマに対処するために、立憲民主主義や権力分立などの制度装置が国家という場に組み込まれた。しかし、かかる国家の内部的安全装置は誤作動や作動不全のリスクを免れてはおらず、誤作動・作動不全を自動的に修復する「失敗耐性的（fail-safe）」な二階の安全装置を内包しているわけでもない。国家のディレンマを克服するには、国家以外の人権の場にも視野を広げ、国家という場とこれらとの対抗・相互牽制・補完・相互依存関係に照明を当て、人権を希求する人間の実践をより包括的に捉える必要がある。この観点から、国家と競合する人権の場として考察さるべきは、市場、共同体、そしてグローバルな秩序形成過程である。

市場は能力主義的竞争原理により、身分差別・人種差別・宗教的差別・性差別などの社会的差別の桎梏から個人を解放し、交換原理と公正竞争原理により異質な価値関心や利害をもつ人々の社会的協働と相互啓発を促進し、国家により政治的に迫害された人々や共同体から社会的に排除された人々に生計を立てる場を与えるという仕方で、人権を保障する機能を果たす可能性をもつ。しかし他方で、経済的強者による搾取、社会的偏見を反映した消費者・取引先の選好やそれを考慮する経営者による被差別集団の排除、規模の利益の追求や「悪貨は良貨を駆逐する」傾向性がもたらす価値観の平準化・画一化・凡庸化による異質なライフ・スタイルの排除と周辺化など、人権抑圧的機能も果たし得る。この意味で人権の場としての市場もディレンマを内包している。

共同体は契約原理とは異なる長期的・循環的な「一般化された互酬性 (generalized reciprocity)」や、共通のアイデンティティと連帯感の濃密性により、相互扶助を促進し、階層分化・階級搾取を抑制して成員を平等化する傾向をもち、国家による迫害からの保護膜や市場における敗者のためのインフォーマルなセイフティ・ネットを個人に提供するという仕方で、人権保障機能を果たし得る。しかし他方で、アイデンティティの基盤を異にする部外者や内なる異端者という「他者」を排除抑圧する危険性も常に孕んでおり、人権の場としてのディレンマは共同体にも内包されている。

人権の場としての国家・市場・共同体の内的ディレンマとそれらの間の錯綜した相互関係は、グローバル化の進展により、さらに複雑化している。一方で普遍的人権原理による国家主権の制約の必要が説かれ、国境の内部における国家の人権侵害を外部から抑制・是正し、国境を越えた人権保障への国家の無関心性・消極性を克服するために、国連をはじめとする超国家的な政治的レジームや国際的 NGO などのグローバルな市民社会的組織が果たす役割が強化され、人道的介入のような人権救済のための軍事介入さえなされている。その反面、人権の名による干渉はしばしば干渉主体たる諸国家の国益に左右され、被干渉国の人民の苦境をかえって悪化させる帰結さえ伴っている。また、IMF、WTO などの国際金融・通商体制の確立強化や企業活動・資本移動のボーダーレス化に象徴される経済的グローバル化は、先進諸国・新興発展国と貧しい途上国との格差を拡大しただけでなく、先進諸国に甘く途上国に厳しい二重基準的なゲームのルールの押し付けにより、後者の自立的経済発展を阻害してきた。さらに、貧しい途上国において毎年1800万人の人々が回避可能な貧困死を強いられるという事実に象徴される絶対的貧困の悲惨に対して、豊かな先進諸国はその解消のために必要かつ実行可能な措置を積極的にとろうとはせず、これをほとんど放置ないし座視していると言われても仕方がないような対応をしている。

本巻第Ⅲ部は、このような国家、市場、共同体、グローバルな秩序形成過程という人権の場の多元性・重層性とそのディレンマ・両価性を踏まえて、それぞれの人権の場のあり方を問いつす論考から成る。

論議の導火線をなす第9章 北田論文は、ニクラス・ルーマンのシステム理論の人権論的含意を再構成する観点から、人権の場としての国家のディレンマを、国家が脱中心化されたシステム間関係問題へといわば「止揚」することにより、解消し再解明することを試みる。本論文では、国家と結合した法システム・政治システムの構築物に基本権を還元するルーマンの「制度としての基本権」の概念のグローバルな拡張として人権を捉える見方は否定される。それに代えて、法と政治に限定されない様々なシステムの自律的並存が可能にする包括と排除のルートの多元性が縮減され、1つのシステム（例えば経済システム）における排除が他の諸システムにおける排除と連結されて排除が累積化する状況を人権侵害状況と捉える見方が提示される。この観点から、人権侵害主体としての国家の位置が脱中心化されると同時に、国家を構成する法システム・政治システムの人権実現に関する自己評価を他の様々なシステムの異なった評価観点から再評価する可能性を常に留保する必要性が指摘され、国家の人権保障能力についても批判的な相対化が図られる。

続く第10章 橋本論文では、無政府資本主義・最小国家論・古典的自由主義を包括する広義のリバタリアニズムの市場観とそれらに対する批判の再検討を通じて、人権の場としての市場のディレンマを解決する方途が探求される。本論文は古典的自由主義に立脚する立場から、リバタリアニズムを単純な自由放任思想として斥ける立場の誤解・誤謬を指摘する一方、リバタリアニズムの陣営のうち所得再分配を全面否定するノージックらの立場の自己矛盾を指摘する。その上で、「意味ある生を追求する自由」を万人に確保し、公正競争の条件として「勝機の平等」を確保するために、最低限生活保障再分配措置・独占規制・情報開示規制などが、人権の場としての市場のメリットを生かしつつその限界を克服する方途としてリバタリアニズムの観点からも擁護さるべきことを論じる。また、市場の制度設計に加えて、フェアトレードに例示されるような、市場の倫理的可能性を市場のプレイヤーが創意工夫と実験によって探究する実践の重要性を指摘する。

人権の場として市場と対照的な位置を占める共同体の問題を考察するのは、第11章 中野論文である。本論文は、ハンナ・アーレントの政治思想に即して

共同体論（communitarianism）の共同体概念を批判的に再構成することにより、成員同士の相互配慮の強化が内部的異端者や部外者など「他者」の人権の無視・軽視と結合するという共同体のディレンマからの脱却を図る。アーレントが人権侵害の記憶自体を「忘却の穴」に封じ込めて抹消する全体主義の根源悪を指摘するに止まらず、忘却の穴に対抗して記憶を形成・維持する政治実践の現実的可能性を指摘したことを重視し、この「記憶のポリティックス」を彼女の「共属空間（in-between space）」論と接合する視点から、共通善・徳・伝統・愛国心という同質化的な紐帯を超えて、共通苦・共通悲・共通惡の記憶によって形成され、自己と他者を分離させつつ結合する「間」として成立するような共同体が、「諸権利をもつ権利」としての人権を剥奪された「他者」に、かかる人権を回復させる場を提供すると論じる。

最終章の井上論文は、グローバルな秩序形成の指針として人権理念がもつ問題性を抽出し、それを克服する方途を探る。近年多面的な展開を見せる「世界正義（global justice）」の論議の主題を5つの問題系に整序し、それぞれの問題系において人権理念が占める位置を確認した上で、国内体制の国際的正統性原理としての人権の問題に焦点を絞って、グローバルな秩序形成過程における人権理念の躊躇と濫用を是正するために必要な理論戦略と実践戦略を検討する。まず、主権と人権を対立的に捉える風潮に抗して、人権が主権の存在理由であるがゆえにその内的制約をなすという内的結合関係が両者の間に本来存在することを再確認し、さらに、対外的主権を主張する国家とその政府の正統性の国際的承認は、重要な権力資源たる国際特権を当該国家の政府に付与するがゆえに、国際社会は、当該国家・政府による人権保障責任遂行を国際的正統性承認の条件とする責務を、当該国家の国民に対して負うことを示す。次いで、国際的正統性承認の条件としては市民的政治的人権保障が基底的意味をもつことを示し、これを否定するアジア的価値論やロールズの「諸人民の法」の理論の欺瞞と誤謬を剔除する。それとともに、かかる「承認正統性（recognitional legitimacy）」の問題と、世界匡正正義や世界分配正義の問題との間の錯雜した関係を解きほぐす。以上の考察を通じて、国際社会は国家の人権保障責任放棄の誘因を提供してきた従来の承認実践を改める責務を負うとともに、人権保障の

グローバルな実効化戦略における国家の役割を否定するのではなく、再編強化する方向で支援する責務を負うこと、さらに、世界正義の様々な問題系における人権の位置はその相互連関を踏まえた「包括的」アプローチによって解明されるべきことが強調される。

以上のように、本巻は人権論を再構築するために回避できない根本問題に正面から包括的に取り組んでいる。各論考の執筆者たちの哲学的・思想的立場と分析手法・理論的道具立ては相互に異なるが、まさにそれゆえに、人権という理念を批判的に鍛え直そうとする者が立ち向かうべき複雑な問題系の全体像が、多面的な視角から浮き彫りにされているはずである。もちろん、この点の吟味と評価は読者に最終的に委ねられている。本巻、さらには本講座全巻の批判的読解を通じて、読者自身が人権理念を問い直し、建て直す嘗為に主体的に参加されることを望みたい。

2010年9月

井上 達夫